食品営業に使用する井戸水等の水質検査項目について

食品の営業に井戸水等を使用する場合は、水質検査が必要です。

食品衛生法に基づき、食品営業許可の更新時は**１０項目**、新たに井戸等を設置して食品営業用水として使用する時は、**2６項目**（裏面）の検査結果を確認します。

**【更新時に必要な１０項目】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 検査項目 | 基準値 |
| １ | 一般細菌 | １mlの検水で形成される集落数が100以下であること |
| ２ | 大腸菌群 | 検出されないこと |
| ３ | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10㎎/L　以下であること |
| ４ | 塩素イオン | 200㎎/L　以下であること |
| ５ | 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） | 10㎎/L　以下であること |
| ６ | ｐＨ値 | 5.8以上8.6以下であること |
| ７ | 味 | 異常でないこと |
| ８ | 臭気 | 異常でないこと |
| ９ | 色度 | 5度以下であること |
| 10 | 濁度 | 2度以下であること |

**※間違いやすい検査項目**

「水道法水質基準」 と 「建築物衛生法」 における水質検査において**１１項目**の検査があります。

**大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、有機物（全有機炭素（TOC）の量）の項目が異なりますので、ご注意をお願いします。**



（参　考：「水道法水質基準」 と 「建築物衛生法」 における水質検査１１項目）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 検査項目 |  | 検査項目 |
| １ | 一般細菌 | ７ | ｐＨ値 |
| ２ | **大腸菌** | ８ | 味 |
| ３ | **亜硝酸態窒素** | ９ | 臭気 |
| ４ | **硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素** | 10 | 色度  こちらの検査項目では食品営業許可の更新は**できません**。 |
| ５ | 塩素イオン | 11 | 濁度 |
| ６ | **有機物（全有機炭素（TOC）の量）** |  |  |

【新たに井戸等を設置して食品営業用水として使用する時に必要な２６項目】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 検査項目 | 基準値 |
| １ | 一般細菌 | １mlの検水で形成される集落数が100以下であること |
| ２ | 大腸菌群 | 検出されないこと |
| ３ | カドミウム | 0.01㎎/L　以下であること |
| ４ | 水銀 | 0.0005㎎/L　以下であること |
| ５ | 鉛 | 0.1㎎/L　以下であること |
| ６ | ヒ素 | 0.05㎎/L　以下であること |
| ７ | 六価クロム | 0.05㎎/L　以下であること |
| ８ | シアン(シアンイオン及び塩化シアン） | 0.01㎎/L　以下であること |
| ９ | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10㎎/L　以下であること |
| 10 | フッ素 | 0.8㎎/L　以下であること |
| 11 | 有機リン | 0.1㎎/L　以下であること |
| 12 | 亜鉛 | 1.0㎎/L　以下であること |
| 13 | 鉄 | 0.3㎎/L　以下であること |
| 14 | 銅 | 1.0㎎/L　以下であること |
| 15 | マンガン | 0.3㎎/L　以下であること |
| 16 | 塩素イオン | 200㎎/L　以下であること |
| 17 | カルシウム、マグネシウム等（硬度） | 300㎎/L　以下であること |
| 18 | 蒸発残留物 | 500㎎/L　以下であること |
| 19 | 陰イオン界面活性剤 | 0.5㎎/L　以下であること |
| 20 | フェノール類 | フェノールとして0.005㎎/L　以下であること |
| 21 | 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） | 10㎎/L　以下であること |
| 22 | ｐＨ値 | 5.8以上8.6以下であること |
| 23 | 味 | 異常でないこと |
| 24 | 臭気 | 異常でないこと |
| 25 | 色度 | 5度以下であること |
| 26 | 濁度 | 2度以下であること |

　【問合せ】豊田市保健所　保健衛生課　食品衛生指導・監視担当

　　　 電話　０５６５－３４－６１８１　　ＦＡＸ　０５６５－３１－６６３０